



2020年8月31日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ  
代 表 取 締 役 社 長 狩 野 仁 志  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 3 8 0 7 )  
問 い 合 わ せ 先 :  
取 締 役 管 理 本 部 長 松 崎 祐 之  
電 話 番 号 0 3 ( 5 7 7 4 ) 2 4 4 0 ( 代 表 )

(経過開示) 当社持分法適用関連会社に対する業務改善命令の報告終了  
に関するお知らせ

株式会社フィスコ（JASDAQ 上場、証券コード「3807」、本社：東京都港区、代表取締役社長：狩野 仁志、以下「当社」）の持分法適用関連会社である株式会社フィスコ仮想通貨取引所（本社：東京都港区、代表取締役：八木 隆二、以下「FCCE」）は、2019年6月21日付に金融庁より資金決済に関する法律第63条の16の規定に基づき、暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行のため、業務の運営に必要な措置を講じるよう、業務改善命令を受けました（2019年6月21日付「持分法適用関連会社に対する業務改善命令に関するお知らせ」にて公表）。FCCEは、2019年7月21日に業務改善計画を提出し、進捗・実施状況を継続的に報告してまいりましたが、この度、継続的な報告が終了となりましたので、お知らせいたします。

FCCEは、引き続き適正かつ確実な業務運営を確保するため、経営管理態勢、内部管理態勢の強化を図り、法令等遵守、システムリスク管理態勢を維持するとともに、更なるお客様の利便性向上にむけ、全社一丸となって取り組む所存です。

また、当社といたしましても、FCCEに対しお客様が安心して利用することができ、社会的に有用な暗号資産交換業者として、今後とも持続的に成長できるようサポートしてまいります。

本件による当期の連結業績に与える影響は軽微であります。今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上